

2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

① 現況調査結果(※準備書7. 10. 1-1頁~7. 10. 1-8頁)

【植物相の確認種目録】

科	種	調査時期等					重要な種
		早春季	春季	夏季	秋季	その他	
134科	739種	216種	482種	495種	524種	1種	25種

【陸生植物調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

② 予測結果(※準備書7.10.1-9頁~7.10.1-20頁)

【植物相】

項目	予測結果
植物相及びそれらの生息環境	<p>事業実施に伴う改変により、湿地が減少し、樹林地が減少するため、これらに生育する種の生育環境の多くが消失するが、まとまった樹林地を現況自然地として残す計画としている。さらに、公園緑地として確保するほか、法面を緑化する計画であることから、樹林地や草地に生育する種の生育環境の回復が期待できる。</p> <p>工事中の水の濁りは、「仮設沈砂池の設置」等を実施することにより、一層の影響の低減が図られると考えられる。</p> <p>工場排水は、河川やため池に排水が流入することはなく、排水による水草や抽水植物等の生育環境の変化は生じないと考えられる。</p> <p>緑地の造成により、樹林地や草地に生育する種の生育環境が新たに形成され、事業実施に伴う植物の生育環境への影響が一部緩和されると考えられる。</p>
重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>事業実施に伴う改変により、キンラン、オオバトンボソウについて、生育環境の多くが消失し、影響は大きいと判断される。</p>

2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

③環境保全措置(※準備書7. 10. 1-21頁~7. 10. 1-20頁)

【植物相】

影響要因	対象	環境保全措置	検討及び検証内容
工事の実施	植物相及びそれらの生育環境	ミティゲーション施設の整備	ヒメタイコウチの生息環境を代償するビオトープにミゾソバやセリ、アゼスゲなどの湿地性の低茎草本を播種する。
		表土の保全及び樹木の活用	施工区域の表土は仮設ヤード等に仮置き(ビニールシート等で覆い、降雨による流出を防止)し、公園緑地や法面緑化箇所の表土として活用する。また、伐採する樹木のうち、植栽に利用可能な樹木は、根切り等の措置を行った後、植栽木として利用する。
		工事関係者への環境保全の啓発・教育	事業者が施工業者に対して、また、施工業者が作業員に対して、環境の保全、環境への影響を低減するための配慮事項について、啓発や教育を行う。
		濁水等発生抑制対策	「仮設沈砂池の設置」に加えて、「盛土工事中の地下暗渠排水管・礫暗渠や仮設縦集水桝等の設置」、「法面への土砂流出防止柵の設置」、「盛土内へのフン籠堰堤の設置」、「切土・盛土法面の速やかな緑化」、「ビニールシートによる法面の被覆保護」等を実施する。
存在及び供用	緑地整備及び法面の緑化	緑地整備及び法面の緑化	法面の緑化は、在来植生の回復を期待して、自然侵入促進工を施し、周辺に生育する自然植生の種子を捕捉する。自然侵入促進工には、各法面(切土、盛土)の土壤に適した植生シート、植生マット等を用いる。 公園緑地内の植栽については、自然植生(コナラ、アラカシ等)から採取した種子、育苗した苗木等により緑化を図る。なお、動物の生息環境を回復するため、下記の方法についても、実施を検討する。 ・現地に生育する中高木の移植を行うことにより、失われる樹林環境を再生する。 ・現地で確保する埋土種子を含む表土を用いることで、現地と同等の植生を復元する。
		誘致企業への環境保全の啓発	事業者が誘致企業に対して、環境の保全、環境への影響を低減するための配慮事項について、啓発を行う。
工事の実施 存在及び供用	重要な種及び注目すべき生育地	保全対象種の播種	工事前に改変区域内の生育地において、キンラン、オオバトソウの種子を採取し、対象事業実施区域内の直接改変の影響や間接影響を受けない箇所に播種する。
		保全対象種の移植	工事前に改変区域内の生育地において、キンラン、オオバトソウの株を掘り採り、対象事業実施区域内の直接改変の影響や間接影響を受けない箇所に移植する。

④評価結果(※準備書7. 10. 1-25頁)

環境保全措置を実施することから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

2. 環境影響評価の結果

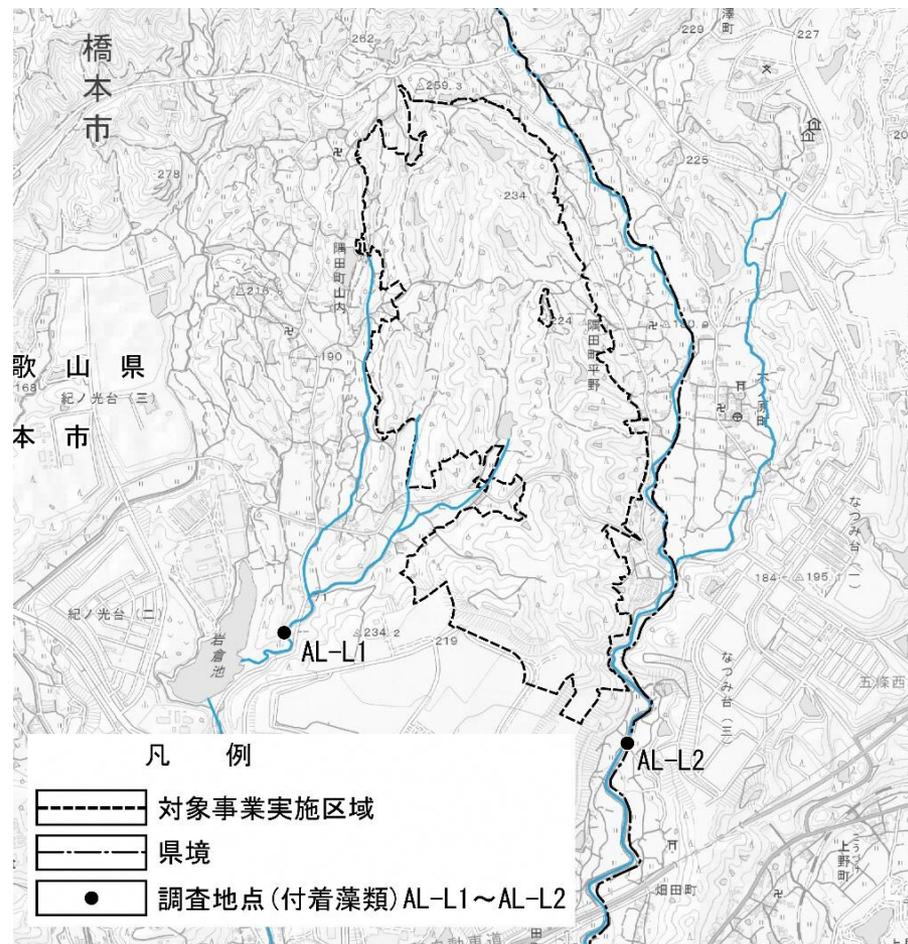
(10) 陸生植物

① 現況調査結果(※準備書7. 10. 3-1頁~7. 10. 3-4頁)

【付着藻類調査地点】

【付着藻類の確認種目録】

門	綱	目	科	種	調査地点							
					AL-L1				AL-L2			
					春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季
4	4	6	12	39	20	18	24	25	20	15	22	25



2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

② 予測結果(※準備書7.10.3-5頁～7.10.3-6頁)

【付着藻類】

項目	予測結果
付着藻類相及びそれらの生育環境	<p>事業実施に伴う改変により、河川は減少せず、付着藻類の生育環境の大部分が残される。</p> <p>工事中の水の濁りは、「仮設沈砂池の設置」等を実施することにより、一層の影響の低減が図られると考えられる。</p> <p>工場排水は、公共下水道に接続・流下させる計画となっている。このため、対象事業実施区域及びその周辺に存在する河川やため池に排水が流入することはないと、排水による付着藻類の生育環境の変化は生じないと考えられる。</p>
重要な種及び注目すべき生育地への影響	<p>対象事業実施区域及びその周辺に、重要な種は生育しておらず、注目すべき生育地も存在しないことから、事業実施に伴う影響は生じない。</p>

2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

③環境保全措置(※準備書7. 10. 3-7頁~7. 10. 3-8頁)

【付着藻類】

影響要因	対象	環境保全措置	検討及び検証内容
工事の実施	付着藻類相及びそれらの生育環境	濁水等発生抑制対策	「仮設沈砂池の設置」に加えて、「盛土工事中の地下暗渠排水管・礫暗渠や仮設縦集水柵等の設置」、「法面への土砂流出防止柵の設置」、「盛土内へのフン籠堰堤の設置」、「切土・盛土法面の速やかな緑化」、「ビニールシートによる法面の被覆保護」等を実施する。
存在及び供用		工場からの排水等への対策	工場からの排水は公共下水道へ放流する。

④評価結果(※準備書7. 10. 3-8頁)

環境保全措置を実施することから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

2. 環境影響評価の結果

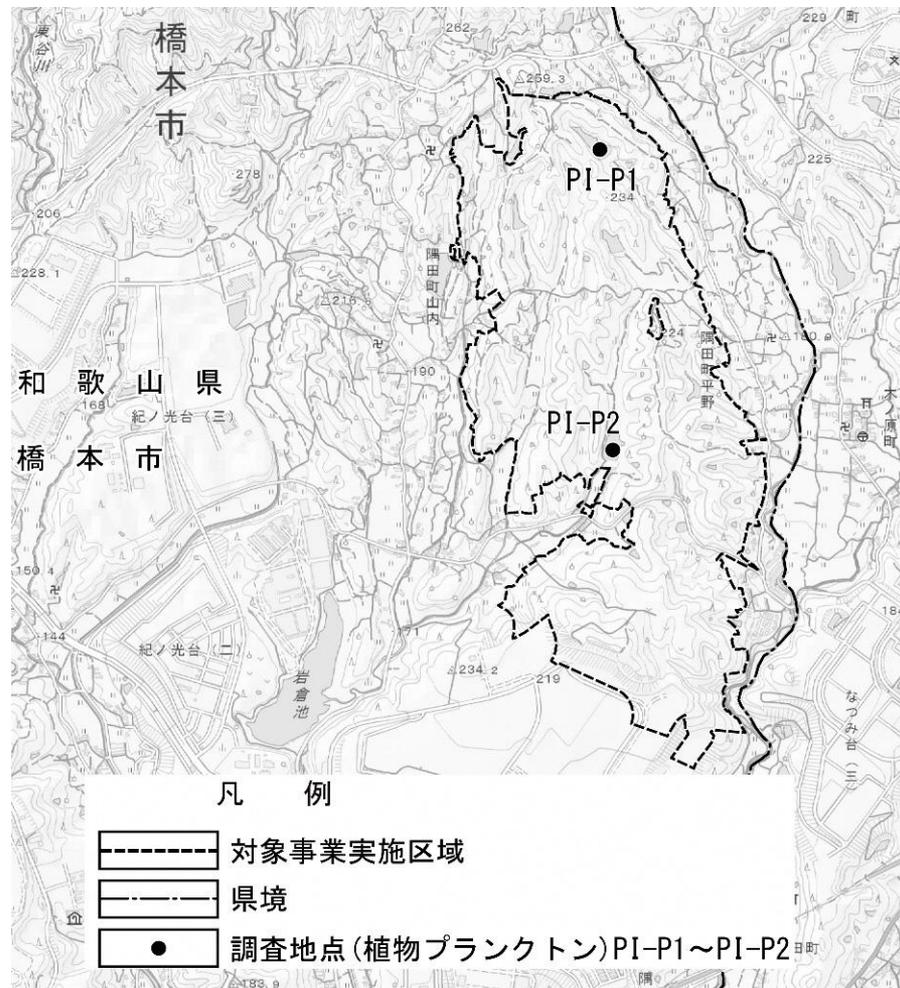
(10) 陸生植物

① 現況調査結果(※準備書7. 10. 4-1頁~7. 10. 4-4頁)

【植物プランクトン調査地点】

【植物プランクトンの確認種目録】

門	綱	目	科	種	調査地点							
					PI-P1				PI-P2			
					春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季
6	8	11	21	30	7	11	16	12	10	12	20	11



2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

② 予測結果(※準備書7.10.4-5頁~7.10.4-6頁)

【植物プランクトン】

項目	予測結果
植物プランクトン相及びそれらの生育環境	<p>事業実施に伴う改変により、ため池は約40%の減少にとどまり、植物プランクトンの生育環境の多くが残される。</p> <p>工場排水は、公共下水道に接続・流下させる計画となっている。このため、対象事業実施区域及びその周辺に存在する河川やため池に排水が流入することはなく、排水による植物プランクトンの生育環境の変化は生じないと考えられる。</p>
重要な種及び注目すべき生育地への影響	<p>重要な種の選定基準は設定されておらず、対象事業実施区域及びその周辺に注目すべき生育地が存在しないことから、事業実施に伴う影響は生じない。</p>

2. 環境影響評価の結果

(10) 陸生植物

③環境保全措置(※準備書7. 10. 4-7頁~7. 10. 4-8頁)

【植物プランクトン】

影響要因	対象	環境保全措置	検討及び検証内容
工事の実施	植物プランクトン相及びそれらの生育環境	濁水等発生抑制対策	「仮設沈砂池の設置」に加えて、「盛土工事中の地下暗渠排水管・礫暗渠や仮設縦集水柵等の設置」、「法面への土砂流出防止柵の設置」、「盛土内へのフン籠堰堤の設置」、「切土・盛土法面の速やかな緑化」、「ビニールシートによる法面の被覆保護」等を実施する。
存在及び供用	それらの生育環境	工場からの排水等への対策	工場からの排水は公共下水道へ放流する。

④評価結果(※準備書7. 10. 4-8頁)

環境保全措置を実施することから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

2. 環境影響評価の結果

(1) 生態系

① 現況調査結果(※準備書7.11-1頁~7.11-18頁)

【生態系調査範囲】

【生態系の概要】



審査部会における意見概要、事業者の見解(陸生動物、陸生植物、生態系)

意見	事業者見解	部会報告
<p>大型猛禽類のハチクマ、放棄田にはヒメタイコウチなども生息する里山環境ですので、生物群集として地域生態系を保全する視点が重要であるが、生態系ネットワーク構築の努力、ビオトープ面積の不足などの説明をお願いします。</p>	<p>①生態系ネットワーク構築の努力について ヒメタイコウチや水生昆虫類、ハチクマなど個別の種に対して配慮するとともに、樹林地の連続性を確保するため、事業実施区域の端部に現況自然地をなるべく帯状に残す計画としています。 事業区域周辺に存在する素掘りの用水路や農耕地と一体となって事業区域周辺には連続した生息・生育地が保全されると考えています。 また、方法書段階から土地利用計画を一部変更し、事業区域の周辺だけでなく、中央部にも東西方向に造成森林を配置することにより、東西で断片化する樹林地等の連続性を確保し、鳥類や昆虫類等の生息地の増加を期待しています。</p> <p>②ビオトープ面積の不足について ビオトープ計画地の選定では、生息に係る必須環境の一つである常時水供給できる場所であること、また持続可能な代償措置として将来的にもその土地がビオトープとして利用可能であることなどを条件としています。そうした中で有識者の助言を得ながら計画地を選定し、リスク分散として複数箇所の設置と、残される環境の質を高める対応を行っており、現計画が事業者としての最大限の確保できる面積とご理解ください。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>
<p>畦畔植生における重要種について、改変による影響で、個体数の維持が何パーセントぐらい図られるのか数値データで示すことができるか。</p>	<p>農耕地に関連した植物重要種の個体の維持割合を整理した結果、ミズマツバ100.0%、スズサイコ84.2%、アブノメ100.0%、カワヂシャ98.1%、ノニガナ100.0%、コガマ100.0%という状況でした。 なお、準備書には、対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要種について、生育箇所数と個体数、改変区域内外での確認状況、生育箇所の改変割合について記載しています。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>
<p>哺乳類調査のコウモリのことについて、バットディテクターで周波数などどのように調査したか、キクガシラコウモリは直接どこかで確認されたか。</p>	<p>キクガシラコウモリは、直接は確認されておらず、バットディテクターによる確認となっています。周波数を切り替えながら調査をしています。 ※バットディテクターは、手動探知（ヘテロダイン方式）と自動探知（フリークエンシーディビジョン方式）が可能な「SSF BAT2」を使用しています。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>
<p>鳥類の確認種目録において、希少猛禽類が77種となっているが、どういう意味か。</p>	<p>鳥類の確認種目録中の「希少猛禽類」の列は、希少猛禽類調査時に確認された鳥類が77種であることを示しています。説明が不足していましたので、評価書では注釈等により明示するようにいたします。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>

2. 環境影響評価の結果

(12) 景観 ①現況調査結果(※準備書7.12-1頁～7.12-4頁)

【主要な眺望点(調査地点)】

地点	名称
1	あじさいの里
2	表野天満神社
3	なつみ台
4	小峰台
5	ダイヤモンドトレール行者杉
6	橋本市民病院
7	隅田町平野

【景観資源】

分類	名称	備考
山岳	金剛山地	対象事業実施区域の北側に位置している山地であり、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている。尾根には登山道であるダイヤモンドトレールが整備されており、和歌山県・奈良県・大阪府側から多数の登山道が整備されている。 紀の川沿いの市街地や紀の川左岸の丘陵地が眺望できる。
河川	紀の川	対象事業実施区域の南側に位置する河川であり、沿川の市街地、丘陵、山地と一体となった里地・里山景観を形成している。紀の川沿いの橋梁上等から眺望できる。

【景観調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果 (※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

対象事業実施区域南部に位置する山体の南側斜面及びその北側に位置する事業用地に立地する工場・事業場の建物の一部が眺望できる。

山体の南側斜面は、現況自然地及び法面となっており、法面は緑化されることから、周辺の樹林地と一体となっている。工場・事業場の建物は、周辺の樹林地を背景とした人工構造物として視認できるが、景観資源である金剛山地のスカイラインを遮蔽する高さではない。

【景観予測結果 (No.1 あじさいの里)】



【現 況】



【将 来】

2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果 (※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

対象事業実施区域南部に位置する山体の南側斜面及びその北側に位置する事業用地に立地する工場・事業場の建物が眺望できる。

山体の南側斜面は、現況自然地及び法面となっており、法面は緑化されることから、周辺の樹林地と一体となっている。工場・事業場の建物は、周辺の樹林地を背景とした人工構造物として視認できるが、景観資源である金剛山地のスカイラインを遮蔽する高さではない。

【景観予測結果 (No.2 表野天満神社)】



【現 況】



【将 来】

2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果 (※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

対象事業実施区域北部に位置する事業用地に立地する工場・事業場の建物群が眺望できる。また、対象事業実施区域南部に位置する山体の法面が眺望できる。

なつみ台の眺望地点は台地上に位置しているため、隅田町平野の低地越しに、台地上に位置する対象事業実施区域の事業用地がほぼ同じ標高で眺望できる。対象事業実施区域の東端に位置する工場・事業場の建物群が連続して眺望できるが、景観資源である金剛山地のスカイラインを遮蔽する高さではない。

【景観予測結果 (No.3 なつみ台)】

【現 況】



【将 来】



2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果 (※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

小峰台の事業用地越しに、対象事業実施区域北部に位置する事業用地に立地する工場・事業場の建物群が眺望できる。また、対象事業実施区域南部に位置する山体の法面が眺望できる。

小峰台の眺望地点は台地上に位置しているため、隅田町山内の低地越しに、台地上に位置する対象事業実施区域の事業用地がほぼ同じ標高で眺望できる。対象事業実施区域の西端に位置する工場・事業場の建物群が連続して眺望でき、また、対象事業実施区域南部に位置する山体の法面が眺望できる。

【景観予測結果 (No.4 小峰台)】

【現 況】



【将 来】



2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果(※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

眺望点は、金剛山地の稜線付近から対象事業実施区域を見下ろす位置にあり、対象事業実施区域北側の事業用地全域を眺望することができる。丘陵地の樹林地が、平坦な事業用地に変化している。

【景観予測結果 (No.5 ダイヤモンドトレール行者杉)】



【現 況】



【将 来】

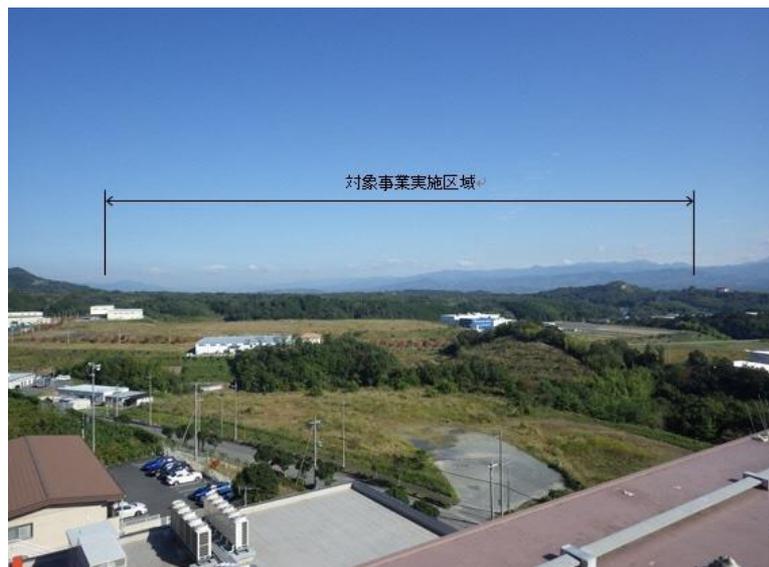
2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果(※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

小峰台の事業用地及び隅田町山内の低地越しに、対象事業実施区域北部に位置する事業用地に立地する工場・事業場の建物群が眺望できる。対象事業実施区域の事業用地よりもやや標高が高いことから、工場・事業場の建物群を斜めに見下ろす位置関係にある。また、対象事業実施区域南部に位置する山体の法面が比較的大きく眺望できる。

【景観予測結果 (No.6 橋本市民病院)】



【現 況】



【将 来】

2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

② 予測結果 (※準備書7.12-5頁～7.12-14頁)

眺望地点は、隅田町平野集落の道路脇から対象事業実施区域の事業用地をやや見上げる位置関係にあり、正面には比較的大きく事業用地の法面が眺望できる。また、その南側には現道接続道路の法面が眺望できる。法面の上には、工場・事業場の建物群が眺望できる。

【景観予測結果 (No.7 隅田町平野)】

【現 況】



【将 来】



2. 環境影響評価の結果

(12) 景観

③環境保全措置(※準備書7. 12-15頁)

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果 (不確実性)
土地又は工作物の存在及び供用	周辺樹林地との調和を図るため、緑地整備及び法面の緑化	人工物である工場・事業場の建物の一部を遮蔽し、周辺と調和した外観とすること等により、景観への影響を低減できる。	景観への影響を低減できるため、環境保全措置を実施する。
	現況自然地を現況のまま保全(中高木による遮蔽効果を維持)		
	事業用地内の緑化の推進		

④評価結果(※準備書7. 12-15頁)

環境保全措置を実施することから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

審査部会における意見概要、事業者の見解(景観)

意見	事業者見解	部会報告
<p>景観の予測結果における各眺望点からの評価について、「工場・事業場の建物群が眺望できる」のが良いように書いてあるが、景観や眺望についてもう少し配慮が必要ではないか。</p>	<p>「工場・事業場の建物群が眺望できる」ことが良いことではありませんので、評価書では表現を改めることとします。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が評価書で修正するとしたものであり、部会意見とはしない。</p>

2. 環境影響評価の結果

(13) 人と自然との触れ合いの活動の場

① 現況調査結果(※準備書7.13-1頁~7.13-6頁)

【調査地点名】

No.	区分	名称	所在地
①	ハイキングコース	近畿自然歩道 大和街道江戸の街並みを尋ねるみち	橋本市、 五條市
②	ハイキングコース	はしもとゆったりさんぽ	橋本市
③	ハイキングコース	大和街道ウォーク 万葉の里ハイキングコース	橋本市、 五條市
④	ハイキングコース	大和街道ウォーク 不動山の巨石ハイキングコース	橋本市
⑤	スポーツ施設	上野公園	五条市

【人触れ調査地点】



【利用状況】

時期	大和街道ウォーク 万葉の里ハイキングコース 利用状況
春季	利用者は3組(4人)確認。ハイキングコースでは、2組確認された。飛び越え石周辺では、散策する利用者が1組(親1人・子1人)確認された。
夏季	利用者は6組(9人)確認された。ハイキングコースでは、3組確認された。飛び越え石周辺では3組(1人+3人+2人)確認された。
秋季	利用者は8組(13人)確認された。ハイキングコースでは4組確認された。飛び越え石周辺では1組(2人)が確認された。

2. 環境影響評価の結果

(13) 人と自然との触れ合いの活動の場

② 予測結果(※準備書7.13-7頁～7.13-8頁)

関係車両の運行によって、ハイキングコースの分断や改変等はない。また、一般国道24号から落合磨崖仏へ至る市道については、関係車両は原則として通行しない。これらのことから、関係車両による人と自然との触れ合いの活動の場への影響はないものと予測される。

③ 環境保全措置(※準備書7.13-7頁～7.13-8頁)

関係車両による人と自然との触れ合いの活動の場への影響はないと考えられるため、環境保全措置は検討しない。

④ 評価結果(※準備書7.13-7頁～7.13-8頁)

関係車両による人と自然との触れ合いの活動の場への影響はないと考えられるため、環境への影響は回避されていると評価する。

2. 環境影響評価の結果

(14) 廃棄物等

① 現況調査結果(※準備書7.14-1頁~7.14-2頁)

【工事中の廃棄物等発生量】

分類		備考	1次事業発生量	2次事業発生量
建設発生土	泥土以外の建設発生土 注1)	造成工事(土工事)による発生 (土量換算係数C=0.95)	切土量=2,279,640m ³ 盛土量=2,010,260m ³ 発生土量=163,580m ³	切土量=1,116,960m ³ 盛土量=1,082,380m ³
	泥土	谷底低地、ため池、濁水処理等から発生	10,650m ³	10,620m ³
コンクリート塊		既設コンクリート水路の改修工事による発生	498.2t	—
アスファルト・コンクリート塊		県道改良工事及び既設道路との接続工事により発生	915.6t	—
建設発生木材注2)		造成工事による樹木の伐採、抜根が発生	24,002.4t	13,013.3t

2. 環境影響評価の結果

(14) 廃棄物等

② 予測結果(※準備書7.14-3頁)

工事に伴って発生する廃棄物等としては、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が挙げられる。

対象事業実施区域で再利用しない建設発生土は、対象事業実施区域の南側に隣接する宅地造成工事にて活用する。

特に含水比が高い泥土は、生石灰等と攪拌させ、水分を蒸発させ含水比を低下させた後、場内盛土部へ盛土材として再利用する。

コンクリート塊は、再資源化施設への搬入し、他事業で再利用する。

アスファルト・コンクリート塊は、再資源化施設へ搬入し、他事業で再利用する。

建設発生木材は、工事に用いる丸太材、再資源化施設への搬入等による他事業等で再利用を図る。

2. 環境影響評価の結果

(14) 廃棄物等

③環境保全措置(※準備書7.14-4頁)

分類		環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果
建設発生土	泥土以外の建設発生土	1次事業地の建設発生土は、南側隣接地に搬出する。 「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適切処理防止に関する条例」(平成20年条例第49号)に基づき、建設発生土が土壌基準に適合していることを確認する。	隣接事業で再利用される。 土壌基準に適合しない建設発生土による埋立てを回避できる。	影響を低減できるため実施する。 影響を回避できるため、実施する。
	泥土	含水比が高すぎる場合は、生石灰等と攪拌させ、水分を蒸発させ含水比を低下させた後、場内盛土部へ盛土材として再利用する。	すべて再利用され、対象事業実施区域外への搬出はない。	影響を低減できるため実施する。
コンクリート塊		再資源化施設へ搬入し、他事業での再利用	すべて他事業での再利用が図られる。	影響を低減できるため実施する。
アスファルト・コンクリート塊		再資源化施設へ搬入し、他事業での再利用	すべて他事業での再利用が図られる。	影響を低減できるため実施する。
建設発生木材		工事に用いる丸太材 再資源化施設への搬入等による他事業等で再利用	対象事業実施区域内での再利用が行われ、他事業での再利用も図られている。	影響を低減できるため実施する。

④評価結果(※準備書7.14-4頁)

環境保全措置として、再利用等を実施することにより、廃棄物等の発生量の低減を図っている。

本事業では、環境保全措置の検討に示すとおり、適正な循環的利用を可能な限り進める計画であり環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

審査部会における意見概要、事業者の見解(廃棄物等)

意見	事業者見解	部会報告
<p>表3. 3-3 工事中の廃棄物等発生量、表7. 14-2において、建設発生土と泥土を区別して発生量を示しているが、通常、廃棄物(汚泥)でない泥土は建設発生土に含まれる。用語を慣例どおり適正に使用するほうがよい。</p> <p>たとえば、廃棄物(汚泥)は発生しないのなら、「泥土以外の建設発生土」と「泥土」とし、「泥土」の備考で「汚泥」という語を削除する。廃棄物(汚泥)が発生するのであれば、「泥土」をさらに「廃棄物(汚泥)以外の泥土」と「汚泥」に分けるのがよい。</p>	<p>本事業で発生する泥土は建設発生土に分類されるもので、廃棄物(汚泥)には該当しない見込みであるため、表3.3-3及び表7.14-2について、ご指摘のとおり修正します。</p> <p>また、p.6-7、p.6-41、p.7.14-3、p.7.14-4、p.8-15、p.9-3にも同様の記載がありますので、併せて修正します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見とはしない</p>
<p>表3. 3-3 工事中の廃棄物等発生量、表7. 14-2の表中の「泥土」の「環境保全措置の例」、および「カ. ヘドロ処理」について、「ヘドロ等は、」とあるが、どういう意味で「ヘドロ」という語を使用しているのか。「泥土」または「汚泥」と同じ意味でなら、同じ語にしたほうがよい。そうでないなら、たとえば、「含水比が高すぎる場合は、」などとして、意味の疑わしい語を用いないほうがよい。</p> <p>「ヘドロ処理」の文章も、同様。</p>	<p>現況ため池の底部に堆積する含水比の特に高い泥土を「ヘドロ」と表現しました。</p> <p>表3.3-3について、ご指摘のとおり修正します。p.3-44「カ. ヘドロ処理」については、下記のとおり修正します。また、p.7.14-4、p.8-15にも同様の記載があるので、併せて修正します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見とはしない</p>
<p>表3. 3-3 工事中の廃棄物等発生量、表7. 14-2の表中の「建設発生土」の「2次事業発生量」について、切土量と盛土量を同じにして発生させないということですが、やはりそれぞれの量を示し発生しない、と丁寧に説明すべきと思う。</p>	<p>表3.3-3及び表7.14-2について、ご指摘のとおり修正します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見とはしない</p>

2. 環境影響評価の結果

(15) 温室効果ガス等

① 予測結果(※準備書7. 15-1頁~7. 15-3頁)

敷地面積当たりの電力・燃料使用量の統計結果から、燃料使用料等を算出した。これらから本事業の供用時における二酸化炭素排出は、64,825((t-CO₂/年))と予測した。

② 環境保全措置(※準備書7. 15-3頁)

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果
土地又は工作物の存在及び供用	緑化の推進	造成後の法面等を緑化することにより二酸化炭素の吸収を促進できる	影響を低減できるため実施する。

③ 評価結果(※準備書7. 15-3頁)

環境保全措置を実施することから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

また、「緑化の推進」を実施することにより、当該計画との整合は図られていると評価する。

2. 環境影響評価の結果

(16) 文化財

① 予測結果(※準備書7.16-1頁～7.16-2頁)

対象事業実施区域に係る埋蔵文化財包蔵地は、2箇所である。これらの包蔵地は、本事業において改変しない範囲である。そのため、工事の実施による文化財への影響は無いものと考えられる。

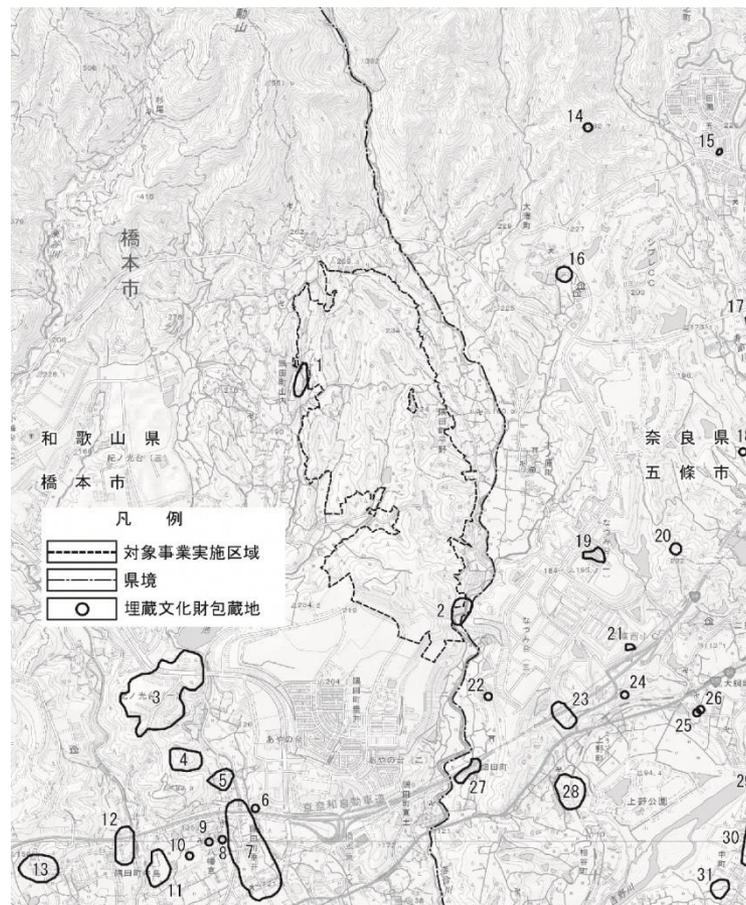
② 環境保全措置(※準備書7.16-3頁)

工事の実施による文化財への影響はないものと考えられるが、工事実施に際しては関係機関と事前に協議し、必要に応じて適切な措置を実施する。

③ 評価結果(※準備書7.16-3頁)

工事の実施による文化財への影響はないものと考えられること、また、工事実施に際しては関係機関と事前に協議し、必要に応じて適切な措置を実施することから、環境への影響は回避されていると評価する。

【埋蔵文化財包蔵地】



No	埋蔵文化財包蔵地名	所在地
1	尾崎遺跡・山内土居屋敷跡	橋本市隅田町山内
2	落合川磨崖仏群	橋本市隅田町真土

審査部会における意見概要、事業者の見解(事業計画)

意見	事業者見解	部会報告
<p>(3)橋本市都市計画マスタープランについて、「製造業・物流業等を中心とした企業の集積をめざす」とあるが、製造業については、どのような種類の物品の製造と考えているのか。</p>	<p>本市が誘致を進める業種としては、製造業、物流業、情報通信業、学術開発研究機関、宿泊業の5業種です。この内、あやの台北部用地へは宿泊業を除く4業種について誘致を進めることとなります。</p> <p>これまでの誘致実績では、約9割が製造業となっており、あやの台北部用地でも同様の傾向になると考えています。どのような製造品目となるかについては、既存工業団地に多く進出している業種である「自動車部品、プラスチック製品、化学工業製品等」を想定しています。</p> <p>また、既存の工業団地同様、環境面等を考慮し、建築制限（例えば、火薬類の製造、肥料の製造等の工場は建築不可）を行いながら企業の誘致を進めます。</p> <p>上記内容を踏まえて、橋本市の誘致目的である地元雇用の増加に繋がる企業を誘致したいと考えています。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>
<p>表6. 1-4中の「選定理由及び除外理由」について、「協定を締結する」とあるが、その協定案の内容は示せないのか。</p>	<p>現在、誘致企業と締結している進出協定書第2条で、関係法令の遵守と、地域の環境保全に努めなければならない旨を規定しています。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>
<p>工事の関係するところの説明で、排水性舗装という言葉が出てきたのですが、具体的にどういう舗装なのかを教えてください。</p>	<p>透水機能を有する空隙率の大きなアスファルト舗装です。路面に浸透した水は、そのまま地下に浸透するわけではなく、不透水層である基層部分で道路端部の排水溝に排水します。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見とはしない。</p>

3. 事後調査

環境要素	調査項目	調査地点	調査時期 (事後調査の工程参照)
騒音	・建設作業騒音	・予測地点6箇所(予測対象民家付近)	・調査地点周辺で工事が実施される時期
	・道路交通騒音 ・交通量	・予測地点1(あやの台北線)	・秋季、冬季等
	・工場騒音	・予測地点6箇所(予測対象民家付近)	・調査地点周辺における工場・事業場が定常稼働している時期
水質	・SS、透視度	・1号、2号調整池放流口:2箇所 ・A～C仮設調整池放流口:3箇所	・工事中の降雨時、2回/年
地下水の水質及び水位	・地下水の水位 ・地下水の水質(水温、水素イオン濃度、電気伝導率、濁度)	・調査地点D、E、Iの3地点	・工事中、供用時に4回/年
地形及び地質	・沈殿物、被膜等	・1号、2号調整池放流口:2箇所 ・A～C仮設調整池放流口:3箇所 ・その他	・工事中、供用時に1回/年 ・豊水時の平水時

3. 事後調査

環境要素		調査項目	調査地点	調査時期 (事後調査の工程参照)
陸生動物	鳥類	ハチクマの繁殖状況モニタリング	・対象事業実施区域南側の現況自然地周辺を観察できる2地点	・定点観察法:5月～8月:各月1回 ・営巣木調査:8月 ※平成31年～36年(1次事業)、平成39年～45年(2次事業) ※着工前2シーズン、供用後2シーズン
	昆虫類 底生動物	ヒメタイコウチの移植	・改変区域内の生息地(湿地)	・一時避難:平成31年5月・6月 ・採集、移動:8月～12月 ※平成32年・35年(1次事業)、平成40年(2次事業)
		移植後の生息状況モニタリング	・ビオトープ	・2月、5月、6月、8月、11月 ※平成31年～38年(1次事業)、平成41年～43年(2次事業)
		水生昆虫類(ネアカヨシヤンマ、マルタンヤンマ、サラサヤンマ、タベサナエ、フタスジサナエ、オグマサナエ、ハネビロエゾトンボ、ヨツボシトンボ、チャイロマメゲンゴロウ、ルイスツブゲンゴロウ、マルチビゲンゴロウ、チュウブホソガムシ、マルヒラタガムシ、スジヒラタガムシ、ゲンジボタル)の移植	・改変区域内の生息地(湿地・ため池等)	・移植適地選定:5月 ・捕獲・採取、移動:5月～6月(コウチュウ類)、11月、1月(トンボ類) ※平成31年(1次事業)、平成40年(2次事業)
		移植後の生息状況モニタリング	・移植先(ビオトープ)	・5月・6月・8月 ※平成32年～34年(1次事業)、平成41年～43年(2次事業)
	陸産貝類	陸産貝類(アツブタガイ、ツノイロヒメベッコウ、オオヒラベッコウ)の移植	・改変区域内の生息地(樹林地等)	・移植適地選定:8月 ・採取、移動:8月 ※平成31年(1次事業)、平成40年(2次事業)
		移植後の生息状況モニタリング	・移植先及びその周辺	・8月 ※平成32年～34年(1次事業)、平成41年～43年(2次事業)

3. 事後調査

環境要素		調査項目	調査地点	調査時期 (事後調査の工程参照)
陸生植物	植物相	キンラン、オオバトンボソウの播種及び移植	・改変区域内の生育地	<ul style="list-style-type: none"> ・播種・移植適地選定、花茎保護:キンラン5月、オオバトンボソウ6月 ・種の採取:10月 ・移植:10月 ・播種及び移植:11月 ※平成30年(試行)、平成31年～33年(1次事業)、平成40年(2次事業)
		播種及び移植後の生育・定着状況モニタリング	・播種及び移植先	<ul style="list-style-type: none"> ・開花状況の確認:5月・6月 ・発芽状況の確認:8月 ・結実状況の確認:10月 ※平成31年～34年(1次事業)、平成41年～43年(2次事業)
生態系		(鳥類参照)		
景観		・眺望地点からの眺望景観	・予測評価地点7箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 ※平成35年(1次事業供用時)、平成44年(2次事業供用時)